

しゅわ かんしん かた 手話に関心のある方へ

いわでししゅわほうしんようせいこうざ にゅうもん きそ いわでしやくしょ ちいきふくしか
岩出市手話奉仕員養成講座(入門・基礎) 岩出市役所 地域福祉課

岩出市では、手話の奉仕員養成講座を毎年開催しています。入門課程では、初めて手話を学習する人が対象です。基礎課程は入門課程を修了した人が受講できます。期間は入門と基礎をあわせて1年間です。募集期間が決まっていますので、詳しくは広報または岩出市ウェブサイトでご確認ください。費用はテキスト代のみです。

ぶんかきょうしつ いわでしきょういくいいんかい しょうがいがくしゅうか
文化教室 岩出市教育委員会 生涯学習課

「初心者のための手話」を毎年開催しています。対象は小学4年生以上で、夜に開催しています。募集期間が決まっていますので、詳しくは広報または岩出市ウェブサイトでご確認ください。

「みんなで手話を学ぼう」

「広報いわで」に毎月、手話単語を掲載しており、岩出市公式チャンネル(YouTube)でその動画を確認できます。これまでの動画を岩出市ホームページの「みんなで手話を学ぼう」にまとめています。

手話サークル「つばさ」

まいしゅうどようび ごと じ ぶん じ
毎週土曜日 午後1時30分～3時

かつどうばしょ いわでししゅうごうほけんふくしか ほか かつどう
活動場所…岩出市総合保健福祉センター 他で活動しています。

手話通訳依頼・お問い合わせ先

いわでしやくしょ ちいきふくしか しょうがいふくしかかり
岩出市役所 地域福祉課 障害福祉係

わかやまけんいわでしにしの ばんち
和歌山県岩出市西野209番地

TEL:0736-62-2141 / FAX:0736-61-1632

いわでししゅわげんごじょうれい し 岩出市手話言語条例を知っていますか



岩出市イメージキャラクター
そうへいちゃん

いわでしでは、令和元年9月に岩出市手話言語条例を制定しました。手話が言語であるという認識と、手話に関する理解を深めるとともに、誰もが手話により心を通わせ合い、互いを理解し、尊重し合う共生社会を実現することを目指しています。

手話って何？

手話とは、音声言語とは異なり、手指や体の動き、表情を使って表現する視覚的な言語です。



岩出市イメージキャラクター
そうへいちちゃん

手話言語条例の基本理念とは？

ろう者には、手話により意思疎通を図る権利があります。手話の理解の促進及び普及は、その権利を尊重することを基本として行います。

～手話の歴史～

昔は、手話が言語と認められず、ろう学校でも口話法（口の動きを読む）が推進され、手話を習い使うことが禁止されていました。

しかし、ろう者には物事を考え、コミュニケーションを図り、互いの気持ちを理解し合うため「手話」は必要な手段であり「言語」であり「いのち」というべきものです。その手話が禁止され、ろう者は大変苦労をしました。

このような中、平成18年には国連総会で採択された障害者の権利に関する条約で言語に「手話」も含むことが明記され、日本でも平成23年に改正された障害者基本法において「手話は言語の一つである」ということが明確化されましたが、手話への理解や普及への取り組みは十分とは言えません。



岩出市イメージキャラクター
そうへいちちゃん

どんなことを、すればいいの？

手話の理解の促進、手話の普及、手話を学ぶ機会の確保を図り、ろう者が手話でコミュニケーションをとりやすい環境を整えるため、条例には次の3つの役割が規定されています。

市の役割

- 手話の理解の促進及び普及並びに手話を学ぶ機会の確保に關すること
- 手話による情報発信及び情報取得に關すること
- 手話による意思疎通に關すること
- 手話通訳者の配置及び養成に關すること

基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めること

市民の役割

事業所の役割

基本理念にのっとり、ろう者に対してのサービスを提供するとき、または、ろう者を雇用するときは、手話の使用に關して配慮するよう努めること